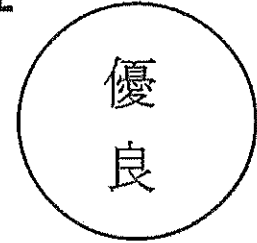


許可番号 第09143004313号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
氏 名 J & T環境 株式会社
代表取締役 長谷場 洋之



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福山市長 枝 広 直 幹



許可の年月日 令和 6年 8月 1日

許可の有効年月日 令和13年 7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (焼却、破砕、破砕・造粒、造粒、中和、油水分離)、最終処分 (埋立)

産業廃棄物の種類

- [焼 却] 汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。) (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- 廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 紙くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 木くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- [破 砕] 廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 紙くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 木くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 繊維くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- [破砕・造粒] 廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 紙くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 木くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 繊維くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- [造 粒] 鋸さい (判定基準に適合しないものを除く。) (水銀含有ばいじん等を除く。)
- [中 和] 廃酸 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- 廃アルカリ (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- [油水分離] 廃油 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- [埋 立] 燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。) (水銀含有ばいじん等を除く。)
- 汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。) (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- 廃プラスチック類 (廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 木くず (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
- 金属くず (廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃ブラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）（水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

広島県福山市鋼管町1番地 昭和48年4月1日設置

処理能力 85.2 t / 日

譲受け許可年月日 平成17年8月1日 許可番号 第B00003号

（届出年月日 昭和47年10月4日）

(2) 破砕施設

イ 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類 72.0 t / 日 紙くず 53.5 t / 日

変更許可年月日 平成31年3月25日 許可番号 第B00022号

（許可年月日 平成20年1月23日）

ウ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 24.0 t / 日 紙くず 12.0 t / 日

木くず 35.76 t / 日 繊維くず 18.0 t / 日

許可年月日 令和6年1月25日 許可番号 第A00080号

エ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 26.4 t / 日 紙くず 15.84 t / 日

木くず 39.84 t / 日 繊維くず 18.24 t / 日

許可年月日 令和6年1月25日 許可番号 第A00081号

(3) 造粒施設

ア 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 鉍さい 24.0 t / 日

イ 広島県福山市箕沖町115番1 平成20年5月23日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず 72.0 t / 日

ウ 広島県福山市箕沖町115番1 令和6年1月31日設置

処理能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、鉍さい 432.0 t / 日

(4) 中和施設

広島県福山市鋼管町1番地 平成13年7月1日設置

処理能力 廃酸 12.96 m³ / 日 廃アルカリ 5.76 m³ / 日

(5) 破砕・造粒施設

広島県福山市箕沖町115番1 平成24年8月31日設置

処理能力 廃プラスチック類 19.2 t / 日

変更許可年月日 平成30年2月26日 許可番号 第B00033号

（許可年月日 平成24年2月27日）

(6) 油水分離施設

広島県福山市鋼管町1番地 昭和48年3月15日設置

処理能力 11 m³ / 日

譲受け許可年月日 令和3年9月30日 許可番号 第B00066号

（届出年月日 昭和47年10月6日）

(7) 最終処分場

ア 広島県福山市鋼管町1番地 平成2年9月1日設置（安定型）

埋立地の面積 11,117 m² 埋立容量 25,129 m³

変更許可年月日 平成18年11月30日 許可番号 第B00001号

（届出年月日 平成元年11月29日）（石綿含有産業廃棄物を含む。）

イ 広島県福山市鋼管町1番地 平成2年9月1日設置 (管理型)
 埋立地の面積 90,342m² 埋立容量 520,226m³
 変更許可年月日 令和2年4月20日 許可番号 第B00002号
 (届出年月日 平成元年11月29日) (石綿含有産業廃棄物を含む。)

(8) 保管施設

ア	広島県福山市鋼管町1番地	面積 30m ²	保管上限 40m ³	汚泥
イ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 80m ²	保管上限 200m ³	汚泥、廃油
ウ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 110m ²	保管上限 114.8m ³	廃プラスチック類 保管上限 296m ³ 紙くず、木くず
エ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 94.6m ²	保管上限 179m ³	廃プラスチック類
オ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 92.7m ²	保管上限 176m ³	廃プラスチック類
キ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 65.4m ²	保管上限 124m ³	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
ク	広島県福山市箕沖町115番1	面積 92.7m ²	保管上限 176m ³	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
ケ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 14.0m ²	保管上限 26m ³	選別残渣
コ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 23.5m ²	保管上限 9.4m ³	鋳さい
ス	広島県福山市鋼管町1番地	面積 7.5m ²	保管上限 15m ³	廃酸
セ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 7.5m ²	保管上限 15m ³	廃アルカリ
ソ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 98.6m ²	保管上限 148m ³	廃プラスチック類
タ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 98.6m ²	保管上限 148m ³	廃プラスチック類
チ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 5.0m ²	保管上限 15m ³	廃酸
ツ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 5.0m ²	保管上限 15m ³	廃酸
テ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ト	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ナ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ニ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 60.0m ²	保管上限 180m ³	廃プラスチック類
ヌ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 5.5m ²	保管上限 6m ³	廃プラスチック類
ネ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 23.28m ²	保管上限 16m ³	廃プラスチック類
ノ	広島県福山市箕沖町115番1	面積 456.4m ²	高さ 3.5m 保管上限 702m ³	廃プラスチック類
ハ	広島県福山市鋼管町1番地	面積 9.6m ²	保管上限 30m ³ × 2	廃油

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年	9月1日	変更許可
平成20年	3月13日	書換交付
平成20年	4月16日	変更許可
平成20年	5月29日	変更許可
平成21年	6月30日	業の一部廃止
平成21年	7月10日	変更許可
平成22年	2月1日	変更許可
平成22年	3月31日	変更許可
平成22年	8月4日	更新許可
平成22年	8月11日	変更許可
平成23年	1月6日	変更許可
平成23年	10月20日	変更許可
平成24年	11月2日	優良確認

平成29年 8月 8日 更新許可及び優良認定
令和 3年11月15日 変更許可
令和 6年 8月 7日 更新許可及び優良認定

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

